

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
四万十市	下田地区(井沢・竹島・鍋島・双海・平野・下田)	令和4年3月31日	年 月 日

1 対象地区的現状

(1)地区内の耕地面積	169.9 ha
(2)アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	87.8 ha
(3)地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	37.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	11.9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.2 ha
(4)地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.3 ha
(備考)	

2 対象地区的課題

(井沢)
基盤整備未整備の地区であり、狭地であったり水の問題がある耕作条件不利地のため、荒廃が進んでいる。耕作条件の改善がなされなければ、10年後は耕作放棄がかなり進行すると考えられる。
(竹島)
基盤整備済の農地が大部分となっており、中心経営体による農地の集積が進んでいる。荒廃した水田は無く、国営農地で一部耕作していない農地があるものの、畑も概ね耕作されている状態。10年後の想定としては、水の問題がなく、良い耕作条件が継続されれば農地の利用・集積は問題ないと考えられる。
(鍋島)
基盤整備済の農地が大部分となっており、水稻栽培、露地・施設園芸がなされている。水稻においては、中心経営体による農地の集積が進んでいる。荒れている荒廃農地もほとんど無く、畑も概ね耕作されている状態。10年後の想定としては、水の問題がなく、良い耕作条件が継続されれば農地の利用・集積は問題ないと考えられる。
(双海)
国営農地として整備された農地と未整備地が混在する地区であり、国営農地の区域は、概ね耕作・管理されているが、それ以外は狭地の畑が大部分を占め、家庭菜園的なものとなっている。以前は花や葉タバコを耕作していた農家もあったが、現在基盤整備地などの耕作条件が良い農地は、地区外の中心経営体が耕作している。地区内には担い手農家や後継者はなく、将来の展望も厳しい。
(平野)
国営農地として整備された農地と未整備地が混在する地区であり、国営農地の区域は、概ね耕作・管理されているが、それ以外は狭地の畑が大部分を占め、家庭菜園的なものとなっている。高台の地区であることから、家屋の建築が増加しており、宅地間に農地が混在している状況となっている。このような状況から、土地改良等の未整備地では、農地集積や規模拡大を図ることは厳しい状況であり、国営農地を中心として農地利用を図っていくことが必要である。地区内の担い手は、存在し、露地栽培の経営体が、条件の良い農地の集積の役割を果たすものと考えられる。耕作条件面では、地区内は水の確保が困難であり、耕作が困難な一因となっている。
(下田)
漁港としての役割がある地区であり、農地という農地はほとんど無く、あっても家庭菜園程度のものである。したがって農業後継者や担い手農家も現在はいない。しかし、都市部からのリターン者など農業に従事してみたいという人などが居住し、近辺の農地を耕作していく可能性がある地区となっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

(井沢)

地域内には担い手は存在せず、水田の荒廃が進んでおり、農地の集積・集約の目途はたっていない。耕作者を増やすには、基盤整備を行い、耕作条件を改善することを視野に入れる必要がある。

(竹島)

地域内には担い手が存在し、今後10年程度の農地集積と維持管理は目途がたっている。現在、水稻の5割程度が他地区からの耕作者であり、10年後は、8割程度に増加するのではないかと想定され、地区内外の経営体に農地の利用・集積がされる。

(鍋島)

施設園芸の経営体は規模拡大による農地集積が考えられ、水稻においては、一定担い手が存在するため、今後10年程度の農地集積と維持管理は目途がたっている。現在、他の地区からの耕作者も多いことから、将来は地区内外の経営体に農地の利用・集積がされる。

(双海)

地区内では、担い手農家や後継者となる経営体はなく、今後の農地利用などを推進するためには地区内に新規就農者などを呼び込む必要がある。今後、地区内で新規就農者の育成とともに、他地区的経営体を地域の担い手として位置づけ、農地の利用・集積を図る必要がある。

(平野)

国営農地を中心に他地区を含めた経営体がニラや生姜などを栽培している。また、地区内には露地栽培の経営体や施設園芸の経営体も存在することから、条件の良い農地の利用や集積は、これらの経営体が一定担うことが想定される。

(下田)

担い手農家や後継者は現在いない。しかし、都市部からのITアーン者など農業に従事してみたいという人などが居住し、近辺の農地を耕作していく可能性がある。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(条件整備)

中心経営体への集積にあたっては、利用条件の良好な農地であることが必要であるため、耕作条件改善事業等を活用し、水路等の整備を行っていく。

(農地中間管理機構の活用方針)

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(基盤整備への取組方針)

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、将来的には、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

(新規・特産化作物の導入方針)

米については、主食用米と飼料用米を中心に栽培し、主食用米については、収益性の高い「しまんと農法米」や「特別栽培米」の栽培に取り組むとともに、園芸作物の生産に取り組む。

(鳥獣被害防止対策の取組方針)

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

(災害対策への取組方針)

関係機関からの情報提供を受け、被害軽減に努める。